

政治資金監査のポイント

(政治資金監査に関する具体的な指針(中間とりまとめ案)より)

外部性を有する第三者による監査

○政治資金監査は、外部性を有する第三者が、収支報告書のみならず、政治団体の内部資料である会計帳簿や領収書等の現物を含め、監査を実施。

すべての支出の確認

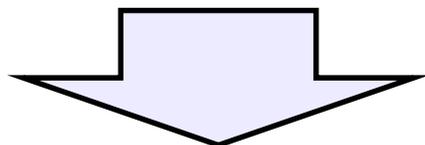
○政治資金監査は、会計帳簿及び収支報告書と支出の裏付けとなるすべての領収書等とを突合させる全数調査により実施。

現地・現物確認

○政治資金監査は、政治団体の事務所で実施するとともに、会計帳簿、領収書等の関係書類については、写しではなくその現物を監査。

会計責任者等に対するヒアリング ～職業的専門家による確認～

○職業的専門家である登録政治資金監査人が会計責任者本人に対しヒアリングを行い、書面監査では支出の状況が確認できなかったものや書面監査で支出の状況を確認した支出のうち一定の支出(経常経費、他の政治団体に対する支出等)について、その詳細を確認。



○外部的・専門的な目で確認されることにより、内部処理により生じうる誤りを防止し、収支報告の適正の確保と透明性の向上

○支出の裏付けとなる領収書等との突合により、支出内容の不明確な支出を排除

○政治団体の活動実態を踏まえて経常経費(事務所費、光熱水費等)を確認

○領収書等の現物確認により、領収書等に関する問題点の発生の防止

○政治団体の会計処理の適正化